

南田中の森緑地の都市計画原案について

1 概要

南田中五丁目にある南田中憩いの森を含む、約 0.2ha の区域について、みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、つぎのとおり、都市計画緑地に追加する。

2 都市計画の変更内容

P 4 のとおり

3 今後の予定

令和 5 年 10 月 30 日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
11 月 1 日～22 日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
11 月 8 日	都市計画原案の説明会
12 月 25 日	都市計画原案に係る公聴会（公述の申出があった場合）
令和 6 年 1 月	東京都知事協議手続
2 月 (2 週間)	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
3 月	練馬区都市計画審議会へ付議 都市計画変更・告示

4 添付資料

(1) 都市計画の原案の理由書	P 3
(2) 計画書	P 4
(3) 位置図	P 5
(4) 計画図	P 6
(5) 現況写真	P 7

5 その他

都市計画変更の告示後、「都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）」における「優先整備区域」として位置付ける手続を行う。

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画緑地 第90号 南田中の森緑地

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月）では、本計画地のある南田中五丁目を含む第6地域は、近年、宅地化の進行で緑被率が減少しており、今後も公園の整備等を推進するとともに、公共のみどりと住宅地など民有地のみどりの保全と創出を課題としている。

また、練馬区みどりの総合計画（平成31年4月）では、「重要な樹林地の保全」を重点施策に位置づけ、特に希少な樹林地は都市計画緑地として保全に努めることとしている。

本計画地は、東京都と区市町村が合同で策定している「緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）」において、確保地として位置付けた、エノキなどからなる面積約0.2ヘクタールの樹林地であり、現在、ほとんどが市民緑地などとして広く区民の利用に供されている。

計画地の北側にはみどりの軸となる石神井川が位置している。本計画地は、河川沿いの斜面林であることから、みどりのネットワークの形成に寄与することが期待される。あわせて、散策や休息の場などとして住環境の向上に寄与するものである。

こうしたことから、みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、本計画地約0.2ヘクタールを都市計画緑地に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画緑地の変更（練馬区決定）（原案）

東京都市計画緑地に第90号南田中の森緑地をつぎのように追加する。

種別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	緑 地 名			
緑地	第90号	南田中の森緑地	練馬区南田中五丁目地内	約0.20ha	現に存する樹林地の保全を目的とする緑地

「区域は計画図表示のとおり」

理由

みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、上記のとおり緑地を追加する。

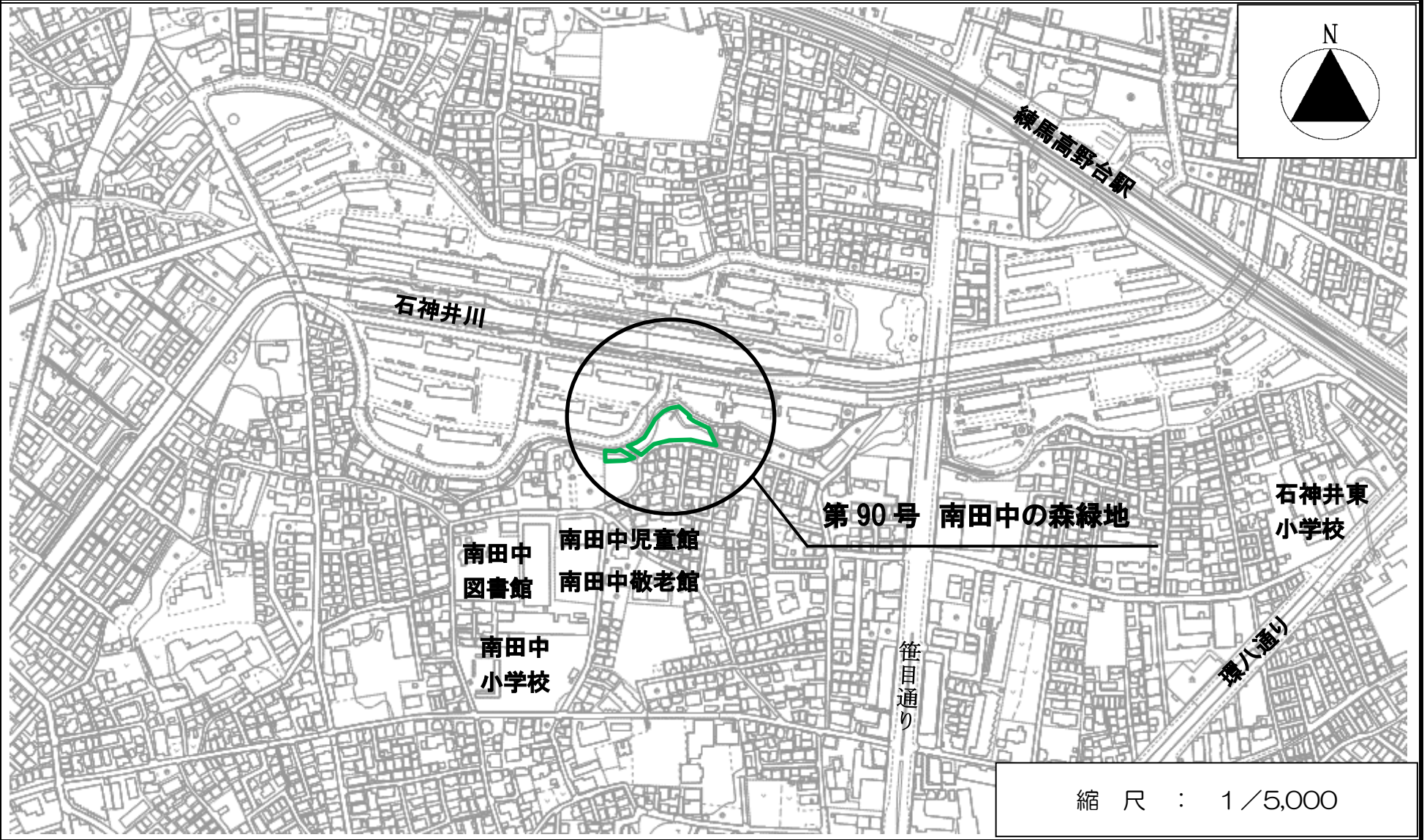
4

新旧対照表

種別	名 称		位 置	面 積	摘 要
	番 号	緑 地 名			
緑地	第90号	南田中の森緑地	練馬区南田中五丁目地内	約0.20ha	追加

東京都市計画緑地 第90号 南田中の森緑地 位置図〔練馬区決定〕

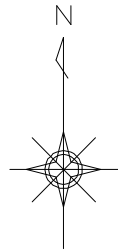
原案



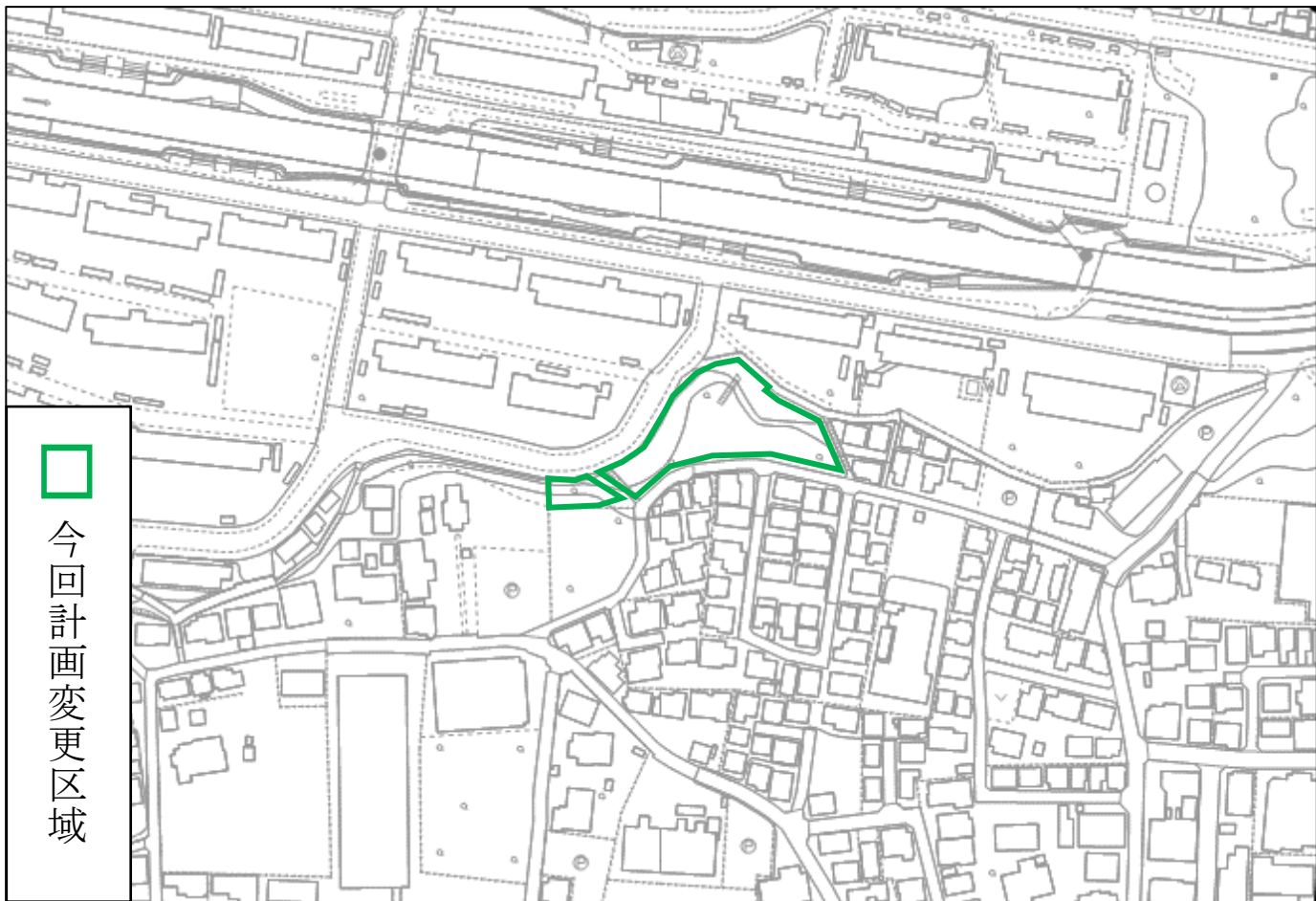
この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第05-120号 令和5年6月8日

東京都市計画緑地計画図(原案)

第九十号 南田中の森緑地



縮尺二千五百分の一



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。(承認番号) MMT 利許第 05-120 号、令和 5 年 6 月 8 日

東京都市計画緑地 第90号 南田中の森緑地 現況写真

